

石綿による健康被害の迅速な救済を図ります。

1. 事業目的

石綿健康被害救済制度に係る医学的判定及び給付事務を実施すること、また、石綿健康被害に関する知見収集や医療従事者育成等の事業により適切かつ効果的な医学的判定を推進すること等により、労災補償等の対象とならない石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

2. 事業内容

クボタショックを受けて、平成18年に「隙間のない救済」という方針のもと、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため石綿健康被害救済制度が制定された。

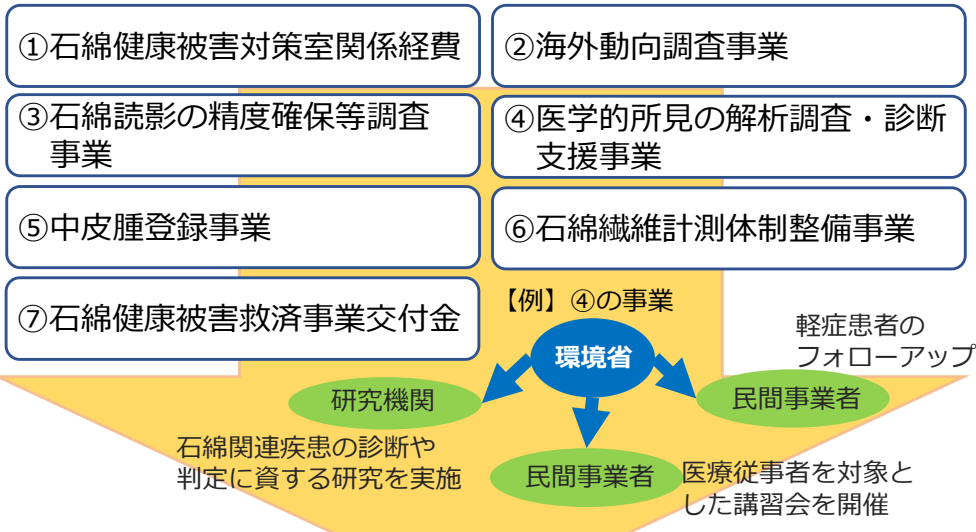
審議会等で適切かつ効率的な医学的判定を実施（①）するとともに、制度の検証の議論に役立てるための諸外国の石綿健康被害の実態や対応・施策の知見の収集（②）、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見の収集（③）、石綿関連疾患の正確かつ迅速な診断に資する調査研究・医療従事者の育成（④）、認定された中皮腫患者の医学情報の集積及び幅広い情報提供（⑤）、肺がんの医学的判定に用いられる石綿繊維計測の精度管理（⑥）を実施し、石綿による健康被害の迅速な救済につなげる。

また、石綿健康被害救済事業（認定及び救済給付の支給・基金の管理等）を確実に実施するため、石綿健康被害救済法第32条に基づく費用を独立行政法人環境再生保全機構に交付（⑦）する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接実施①／請負事業②③④⑤⑥／委託事業③／交付金⑦
- 相手先 民間事業者・団体等②③④⑤⑥⑦／地方公共団体③
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ



石綿による健康被害の迅速な救済

救済給付の額の見直し
（本事業の予算額には含まれない基金による給付）

認定者等への療養手当、葬祭料、特別葬祭料について、令和8年4月から、これまでの物価等の変動を考慮した額への見直しを実施
令和9年度以降も基本的に毎年度見直し予定

石綿飛散防止総合対策費



【令和9年度要求額 81百万円（68百万円）】 環境省

石綿の飛散防止対策に係る取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 石綿による大気汚染の状況を把握し、国民に対し情報提供。
- ② 解体等工事における石綿飛散防止対策を充実することによる、国民の健康の保護及び生活環境の保全。
- ③ 大気汚染防止法改正を踏まえた事前調査の信頼性の確保等の更なる石綿飛散防止対策の適切な実施。

2. 事業内容

令和2年6月に改正した大気汚染防止法に基づき、建築物等の解体等工事を対象とした石綿飛散防止対策に係る取組を推進します。

（1）アスベスト濃度モニタリング事業

建築物等の解体現場周辺、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染状況を把握する。また、石綿大気濃度測定に係る課題について検討する。

（2）解体等工事における効果的な石綿飛散防止対策に係る検討（改正法5年見直し）

改正大気汚染防止法に基づく改正法施行5年後見直しとして、法の施行状況等を踏まえ、効果的な石綿飛散防止対策について検討する。

（3）石綿飛散防止対策に係る人材育成・周知

地方公共団体職員向けの技術講習会を開催する。石綿飛散防止対策に係る幅広い周知を行う。

（4）災害時の石綿飛散防止対策に係る検討

今後の災害時における、より効果的な石綿飛散防止対策の実践について検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4. 事業イメージ

